

鹿屋市肝属圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町（以下「肝属圏域」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第3項及び第4項の規定に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化、高齢化又は「親亡き後」の生活の安心を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい特性に即した様々な支援を行う地域生活支援拠点等の整備を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者総合支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、鹿屋市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、障害者総合支援法第77条第3項の規定に基づく地域生活支援事業に係る相談支援事業を実施する社会福祉法人等に事業の全部又は一部委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象となる者は、次に掲げる者のうち、市内に住所を有するものとする。

- (1) 障害者総合支援法第4条第1項に規定する障がい者及び同条第2項に規定する障がい児
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(地域生活支援拠点等の機能)

第5条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、当該世帯との連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応機能 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又

は指定短期入所事業所を活用した緊急時の受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供機能 指定地域移行支援、親元からの自立等に当たって、指定共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成機能 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者又は高齢化に伴い障害が重度化した者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(運営方法)

第6条 地域生活支援拠点等の運営は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会において、地域の現状分析、必要な機能の整理及び地域生活支援拠点等の整備方針に関する検討等を行い、事業の充実及び発展を図るものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業者の登録)

第7条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者総合支援法第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として指定を受けている者、障害者総合支援法第38条第1項の規定により指定障害者支援施設として指定を受けている者又は障害者総合支援法第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者として指定を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として指定を受けている者、同法第24条の9第1項の規定により指定障害児入所施設として指定を受けている施設を運営する者又は同法第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者として指定を受けている者

2 前項の登録を受けようとする者は、地域生活支援拠点等事業所登録届出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業所の運営規程の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請に当たっては、次の各号に定める事項について市と事前に協議し、

整備の方向性等を共有しなければならない。

- (1) 地域生活支援拠点等の整備状況の確認、整備促進における課題等
- (2) 実際に支援を行う場合の連携方法等
- (3) 整備状況の公表に係る周知方法等
- (4) 拠点コーディネーターの業務及び役割、配置人数等（拠点機能強化事業所の場合に限る。）

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否について決定し、その旨を地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録事業者の変更）

第8条 前条第4項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録事業者の廃止等）

第9条 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その30日前までに地域生活支援拠点等事業廃止・休止・再開届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（情報の共有）

第10条 市長は、第7条第4項の規定による決定の通知、前2条による登録事業者からの届出があった場合は、肝属圏域の構成市町と情報の共有を図るものとする。

（調査等）

第11条 市長は、登録事業者及び第3条ただし書の規定により委託を受けた者に対し、必要に応じて事業に係る調査等を実施することができる。

（秘密保持）

第12条 事業に従事する者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
(設置者) 名 称
代表者名

地域生活支援拠点等事業所登録届出書

地域生活支援拠点等事業所の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業の種類	
事業所番号	
市と事前協議した日	年 月 日
地域生活支援拠点等として担う機能	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成

添付書類：運営規程（当該事業所が拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで届出のあった地域生活支援拠点等事業所の登録については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業の種類	
事業所番号	
地域生活支援拠点等として担う機能	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成
届出年月日	年 月 日
開始年月日	年 月 日
(却下の場合) その理由	

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

届出者 所在地
名 称
代表者名

地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日付け 第 号で地域生活支援拠点等事業所の登録を受けた内容について、次のとおり変更を届け出ます。

登録内容を変更 した事業所	事業所の名称	
	事業所番号	
登録変更内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

届出者 所在地
名 称
代表者名

地域生活支援拠点等事業廃止・休止・再開届出書

次のとおり事業を廃止（休止・再開）するので届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開
事業所の名称	
事業所番号	
廃止（再開）年月日	年 月 日
休止期間	年 月 日から 年 月 日
理 由	